相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡西会津町上野尻字上五職神三六一八、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　齋藤利佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

福島県河沼郡会津坂下町字稲荷塚一一番地三
相続財産管理人　武藤　和伊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年四月一日であり、株主総会の決議は、平成三十年二月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月二十三日

広島市安佐北区小河原町一〇〇番地の一
株式会社アトリエ地所
代表取締役　千代山良博

第14期決算公告

平成30年2月23日

広島市安佐北区小河原町100番地の1
株式会社アトリエ地所
代表取締役　千代山良博

貸借対照表の要旨
（平成29年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,398
	固定資産	883
	合計	12,281
負債及び純資産の部	流動負債	33,121
	固定負債	96
	株主資本	△ 20,936
	資本金	10,100
	利益剰余金	△ 31,036
	その他利益剰余金	△ 31,036
	（うち当期純損失）	(285)
	合計	12,281

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区桜ケ丘一丁目一三七番地、最後の住所埼玉県川口市大字安行領根岸二九五七番地
被相続人　亡　木村　隆興

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一八号
大宮三貴ビル四階
相続財産管理人　桶川　聡

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千二百八十万円減少し、九千四百二十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月二十三日

徳島県阿南市宝田町今市イシン坊二七番地一
株式会社ケーブルテレビあなん
代表取締役　近藤　俊信

第14期決算公告

平成30年2月23日

徳島県阿南市宝田町今市イシン坊27番地1
株式会社ケーブルテレビあなん
代表取締役　近藤　俊信

貸借対照表の要旨（平成29年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	575,260
	固定資産	286,056
	合計	861,316
負債及び純資産の部	流動負債	144,672
	固定負債	234,249
	株主資本	482,395
	資本金	157,000
	利益剰余金	325,395
	利益準備金	3,925
	その他利益剰余金	321,470
	（うち当期純利益）	(83,070)
	合計	861,316

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区川端町五丁目三三番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　竹井顕一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

新潟市中央区西堀通七番町一五五四番地
日生第五ビル五階　西堀通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大花　真人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月二十三日

福岡市東区大岳一丁目九番三号
株式会社レイニ
代表取締役　谷　明世

第18期決算公告

平成30年2月23日

福岡市東区大岳一丁目9番3号
株式会社レイニ
代表取締役　谷　明世

貸借対照表の要旨
（平成29年4月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,558
	固定資産	18,139
	合計	20,698
負債及び純資産の部	流動負債	3,910
	固定負債	92,038
	株主資本	△75,250
	資本金	15,000
	利益剰余金	△90,250
	その他利益剰余金	△90,250
	（うち当期純損失）	(14,598)
	合計	20,698

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区清水三丁目一〇番地、最後の住所大阪府大阪市旭区清水三丁目三四番一七号
被相続人　亡　伊藤　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所
相続財産管理人　密　克行

新設分割公告

当社（平成三十年四月二日をもって株式会社NTS通信サービスへ商号変更予定）は、新設分割により新設する株式会社NTSネクスト（住所大分市大字三芳三二〇番地）に対して当社の電気通信機器の販売業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月二十三日

大分市大字三芳三二〇番地
株式会社エヌ・ティ・エス通信サービス
代表取締役　三ケ尻　勇

第28期決算公告

平成30年2月23日

大分市大字三芳320番地
株式会社エヌ・ティ・エス通信サービス
代表取締役　三ケ尻　勇

貸借対照表の要旨
（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,211,987
	固定資産	1,456,419
	合計	2,668,407
負債及び純資産の部	流動負債	195,219
	固定負債	695,665
	株主資本	1,777,521
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,767,521
	その他利益剰余金	1,767,521
	（うち当期純利益）	(23,313)
	合計	2,668,407